

株式会社 長野総合建築事務所 行動計画

社員が仕事と生活の調和を図り、社員全体が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和12年11月30日までの5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に男性の育児休業取得率を90%以上とする。

<対策>

- 令和7年12月～ 「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を推奨し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和8年1月～ 育児休業に関する相談体制の整備を行う
- 令和8年10月～ 育児休業制度内容、仕事と子育ての両立の推進等について社内掲示等により社員に周知する

目標2：年次有給休暇の取得促進

<対策>

- 令和8年2月～ 有給休暇取得に関する検討開始
- 令和9年1月～ 有給休暇取得状況を取りまとめ、取得低調なものに対し、取得を勧奨する